

第1条 [名称] 本会は「全国生涯学習音楽指導員協議会 大阪支部」とする。

第2条 [組織] 本会は次の会員をもって組織する。

1. 正会員 大阪府在住及び在勤者の生涯学習音楽指導員認定者(受講中も可)
大阪府在住及び在勤者の地域音楽コーディネーター認定者(受講中も可)
2. 賛助会員 会の主旨に賛同する個人、法人、団体等
3. 特別会員 地域のVIP、有識者等
*ボランティア参加については、その都度、役員会において検討する。

第3条 [目的]

1. 生涯学習音楽指導員、及び、地域音楽コーディネーターの相互交流と資質の向上・活性化を図るとともに、生涯学習音楽指導員の社会的評価と活動の基盤づくりを促進する。
2. 生涯学習の視点に立って、子どもから高齢者に至るまで、地域住民の幅広い音楽学習ニーズにきめ細かく対応し、地域の音楽文化・教育の振興と発展に寄与する。

第4条 [活動]

- 事業
1. イベント(コンサート・講習会・講演会)の企画・運営。
 2. 会員のための講座やセミナー等の開催をし、自己研鑽に努める。
- 広報
3. ホームページの作成(大阪の活動の連絡・報告等)。
 4. 音振法推進全国協議会・シンポジウムへの参加、関連団体等との連携を行い、会員の視野を広げる。

第5条 [役員] 本会に次の役員をおく。

代表1名 副代表2名 会計2名 庶務2名 広報2名 監査2名 相談役2名

第6条 [役員の任務] 役員の任務は次の通りとする。

- 代表 本会を代表し統率する。本部との連絡にあたり必要事項等の審議、方策を打ち出す。
- 副代表 方策に基づき代表と協議の上、方策を実行する。活動計画等を提案し推進する。
代表と連携し、本会で行う事業を実行する。行政・その他の団体への対応に関する補佐をする。
- 会計 会計に関する事務を担当する。
- 庶務 庶務に関する事務を担当する。
- 広報 広報を担当する。
- 監査 本会の会計及び事業を監査し、その結果を総会で報告する。
- 相談役 会の全ての運営を円滑に司る。代表・副代表を補佐する。

第7条 [役員を選出] 役員を選出は次の通りとする。

1. 代表、副代表は正会員選考で選出し、総会に報告し承認を得る。
2. 幹事、会計、庶務、広報、監査、相談役は代表が委嘱する。
3. 選挙管理委員は役員があたり、選挙管理委員会は役員会が兼ねる
4. 役員の役職名、その選出人数等の役員体制は選挙管理委員会にて決定する。

第8条 [役員任期]

1. 代表、副代表の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 幹事、会計、庶務、広報、監査、相談役の任期は2年とし、再任を妨げない。
3. 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 [総会]

1. 総会は毎年1回開き、会務・会計の報告、新年度の研究テーマ、活動内容、活動計画、予算について決定する。
2. その他、役員改選、規約の改正等、必要事項を協議する。

第10条 [会計]

1. 本会の経費は会費をもってこれにあてる。
2. 会費は、生涯学習音楽指導員会員、及び地域音楽コーディネーター会員は、年額8,000円とする。特別会員・賛助会員については別途定めるものとする。
3. 上記2の会費より、「全国生涯学習音楽指導員協議会」年会費として、会員1人につき1,000円を納めるものとする。
4. 本会の会計年度は本年4月1日から翌年3月31日の1年間とする。

第11条 [所在地] 〒530-0001 大阪市北区梅田1-2-2-500 大阪市立総合生涯学習センター内 ネットワーク・ラボ L28

第12条 [設立年月日] 本会の設立年月日は、平成16年8月9日とする。

附則 この会則は、平成16年8月9日から施行する。

附則 一部改正、この会則は、平成26年5月13日から施行する。

附則 一部改正、この会則は、平成28年5月8日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則 一部改正、この会則は、平成29年4月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則 一部改正、この会則は、平成30年4月8日から施行し、平成30年4月1日から適用する。